

## 参考 1

### ○道路法（昭和27年法律180号）（抜粋） 最終改正（平成23年法律122号）

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示）

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

## 参考 2

### ○道路法施行規則（昭和27年建設省令25号）（抜粋） 最終改正（平成23年国土交通省令第94号）

（国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識）

第三条の二 法第二十四条の三の規定により国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 駐車料金の額
- 二 駐車することができる時間
- 三 駐車料金の徴収方法
- 四 割増金の徴収に関する注意事項
- 五 その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。